

東京地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 不当利得返還請求事件

国側当事者・国

令和元年6月25日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社X
同代表者代表取締役	A
同訴訟代理人弁護士	井上 康一
被告	国
同代表者法務大臣	山下 貴司
同指定代理人	河野 申二郎
同	須波 敏之
同	赤羽 洋幸
同	米窪 康幸
同	島村 清一郎

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求の趣旨

被告は、原告に対し、4092万4578円及びこれに対する平成30年3月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、LED照明等の設計開発・製造・販売等を目的とする原告（株式会社X）が、被告に対し、東京国税局長が株式会社B（以下「滞納会社」という。）に対する租税債権の徴収のために、原告が株式会社C銀行（以下「C銀行」という。）に開設した普通預金口座（以下「本件預金口座」という。）に係る預金払戻請求権及びこれに対する差押えの日までの利息の支払請求権（以下「本件預金債権」という。）、並びに、原告が株式会社D（以下「D」という。）に対して有していたLED照明器具の販売代金債権（以下「本件代金債権」といい、本件預金債権と併せて「本件各債権」という。）を、それぞれ差し押さえて滞納会社が滞納した租税債権に充当したことは、本件各債権の帰属についての判断を誤り、本件各債権相当額を法律上の原因なく取得し、原告に損失を被らせたものであると主張して、不当利得返還請求権に基づき、本件預金債権3748万6182円及び本件代金債権343万8396円の合計4092万4578円及びこれに対する訴状送達の日（平成30年3月17日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに掲記証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告は、その商号を「株式会社X」とする、平成28年4月●日に設立された、LED照明等の設計開発・製造・販売等をその目的とする株式会社である。

原告の代表取締役は、設立時から平成30年1月15日まではE（以下「E」という。）であり、同日から現在に至るまで、Eの配偶者であるA（以下「A」という。）である。

（争いが無いほか、甲1の1・2、乙2、弁論の全趣旨）

イ 滞納会社は、LED照明等のブランドマーケティング、コンサルティング、研究開発・企画・製造・販売等をその目的とする株式会社であるところ、その商号を「株式会社F」として昭和52年に設立され、その後、平成8年に「G株式会社」、平成12年に「株式会社H」、平成13年に「I株式会社」に商号変更し、平成26年10月●日に「株式会社B」に商号変更した。

Aは、平成12年9月19日から平成28年8月4日まで、滞納会社の代表取締役であった。

Aは、平成28年8月4日、滞納会社の代表取締役を解任され、同日、Jが同社の代表取締役に就任した。

なお、滞納会社は、平成29年8月●日、株主総会決議により解散した。

（争いが無いほか、甲10の1・2、乙1の1～6、弁論の全趣旨）

(2) 滞納会社は、課税期間を平成22年8月1日から平成23年7月31日までとする消費税及び地方消費税の中間分を納期限である平成23年3月31日までに完納しなかったため、麹町税務署長が、同年4月25日、国税通則法の規定に基づき、滞納会社に対して納付を督促したものの、滞納会社は、前記期間における消費税及び地方消費税の中間分及び前記督促後に発生した税金（以下「本件滞納税金」という。）を完納しなかった。

本件滞納税金の額は、平成29年3月1日時点及び同月14日時点において、いずれも3488万4603円及びこれに法定の延滞税を加えた額となっていた。

（争いが無いほか、乙12、24、弁論の全趣旨）

(3) 本件預金債権に対する差押処分

東京国税局の徴収職員は、平成29年3月1日、国税徴収法の規定に基づき、本件預金口座に係る3748万6182円の払戻請求権及び同日までの利息の支払請求権（本件預金債権）について、これを滞納会社に帰属するものとして差し押さえ（以下「本件預金債権差押処分」という。）、同日、第三債務者であるC銀行に対し、債権差押通知書を送達した。

東京国税局長は、平成29年3月17日、本件預金債権について、第三債務者であるC銀行から、3748万6196円を取り立て、同額の配当を受け、これを本件滞納税金に充当した。

（争いが無いほか、乙13、15の1、弁論の全趣旨）

(4) 本件代金債権に対する差押処分

東京国税局の徴収職員は、平成29年3月14日、国税徴収法の規定に基づき、原告又

は滞納会社がDに対して有する合計343万8720円の売買代金支払請求権（本件代金債権）について、これを滞納会社に帰属するものとして差押え（以下「本件代金債権差押処分」という。）、同日、第三債務者であるDに対し、債権差押通知書を送達した。

東京国税局長は、平成29年3月17日、本件代金債権について、第三債務者であるDから、本件代金債権差押処分によって差し押さえた債権から振込手数料を控除した343万8396円を取り立て、同額の配当を受け、これを本件滞納税金に充当した。

（争いがないほか、乙26、27の1、弁論の全趣旨）

(5) 原告は、平成29年4月5日、国税不服審判所長に対し、本件預金債権差押処分を不服として、審査請求をした。

国税不服審判所長は、同年5月24日、前記審査請求を却下する旨の裁決をした。

（争いがないほか、乙31、32、弁論の全趣旨）

(6) 原告は、平成30年3月5日、本件訴訟を提起し、本件の訴状は、同年3月16日、被告に送達された（当裁判所に顕著）。

3 主たる争点

(1) 本件預金債権が原告に帰属すると認められるか

(2) 本件代金債権が原告に帰属すると認められるか

4 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1) 本件預金債権が原告に帰属すると認められるか

【原告の主張】

ア 預金債権の帰属に関する判断枠組み

預金債権の帰属は、預金の原資の出捐関係、預金開設者、出捐者の預金開設者に対する委任内容、預金口座名義、預金通帳及び届出印の保管状況等の諸要素を総合的に勘案した上で、誰が自己の預金とする意思を有していたかという観点から判断するべきである。

イ 上記判断枠組みに対するあてはめ

本件において、預金原資の出捐者は原告であり、預金の開設も原告代表取締役であるEが行ったものであり、その口座名義についても原告であり、本件預金口座に係る預金通帳及び届出印は原告代表者Eが自らの事務機の引き出しに鍵を掛けて保管していたものである。

また、上記考慮要素に含まれていない、入出金の状況については、これを考慮するべきではない。

仮に、入出金の状況を考慮するとしても、本件預金口座において入出金が行われるに至った各契約は、いずれも原告と各取引先との間で締結されているものであって、滞納会社が締結した契約ではない。このことは、A及びEが、遅くとも平成28年11月8日以降、各取引先との取引を、原告を当事者として行う認識の下で経理処理を行い、所得計算をした上で法人税の申告をしていたことから明らかである。

そうすると、いずれの考慮要素に照らしても、本件預金債権の帰属は、原告にあるというべきである。

【被告の主張】

ア 預金債権の帰属に関する判断枠組みは、前記【原告の主張】ア記載のとおりであるが、

預金開設後の入出金等の状況についても、預金通帳や届出印の保管状況と相まって、誰が預金口座を利用していたかという観点から預金者が誰であるかの認定における間接事実となるものである。

イ 上記判断枠組みに対するあてはめ

本件預金口座において、預金開設者は口座開設当時の原告代表取締役であったEであり、預金口座名義も原告である。

しかしながら、本件預金口座は、現金1000円の預入れから取引が開始されているところ、その出捐者は明らかではないし、その金額からしても、預金口座開設のために便宜上預け入れられた金員に過ぎない。Eは滞納会社の代表取締役であったAの配偶者であり、本件預金口座に係る預金通帳は、滞納会社の本店所在地に所在する事務所（以下「本件事務所」という。）内の事務機の引き出しの中に、滞納会社名義の預金通帳と共に保管されていた。さらに、本件預金口座の入出金状況をみると、原告設立前から行われていた滞納会社と各取引先の取引に関するもので占められており、滞納会社が、自社の取引先等に、滞納会社の事業に係る代金債権等を本件預金口座に振り込ませていたものである。

そうすると、本件預金口座は、滞納会社が自己の預金とする意思を有して管理・利用していたことは明らかであり、滞納会社に帰属するものというべきである。

(2) 争点(2) 本件代金債権が原告に帰属すると認められるか

【原告の主張】

取引の主体が誰であるかは、特段の事情のない限り、当該取引行為の関与当事者の合理的な意思表示によって行うべきである。

すなわち、本件代金債権は、平成29年1月に締結された売買契約（以下「本件売買契約」という。）に基づく代金債権であるところ、滞納会社は平成28年7月25日以降、その事業をほぼ停止していた上、Aが本件売買取引を原告のために行っていたことは、取引の相手方であるDの取引窓口担当者であるK氏、L氏も承知していたから、本件売買契約に関与した双方当事者の合理的意思としては、同契約の当事者は原告であり、滞納会社ではない。

【被告の主張】

契約とは、二者以上による相対立する意思表示の合致であるから、契約当事者は、一定の法律効果の発生・帰属を意欲して意思表示を行った行為者本人であるというべきである。

これを本件についてみると、Dは、遅くとも平成27年8月から、滞納会社との間で反復継続してLED照明製品の売買取引を行っていたところ、原告が設立される平成28年4月●日までの取引が滞納会社との間で行われていることは明らかである。

そして、同日以降の取引についても、Dの担当者において、上記取引の相手方が変更されたという認識はなく、原告又は滞納会社がDに対して上記取引の当事者が原告に変更された旨を表明したといえる事実もない。他に、上記取引の主体が滞納会社から原告に変更されたことを示す事情もないから、本件売買契約の契約当事者は、D及び滞納会社であり、原告ではないというべきである。

したがって、本件代金債権は、滞納会社に帰属する。

第3 争点に対する判断

1 争点（2）（本件代金債権の帰属）から判断するのが便宜であるので、争点（2）について先に判断する。

（1）前記前提事実のほか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア Dとの継続的な売買取引

滞納会社は、遅くとも平成27年8月頃から、Dとの間で、反復継続してLED照明製品である「M」及び「N」の売買取引を行っていた。

Dの担当者は、上記の一連の売買取引に際して、A、O、P及びQから、各人の名刺を受け取った。これらの各名刺には、滞納会社の商号である「株式会社B」が記載され、その上部に、「X」と片仮名でふりがなが記載され、滞納会社の本店所在地にある本件事務所の住所が記載されていた。

Dの担当者は、上記一連の取引において、主にAと交渉を行っていた。

（乙25の1）

イ 本件代金債権に係る本件売買契約

Dは、上記一連の取引の一環として、平成29年1月に、LED照明製品である「M」及び「N」合計200本を代金343万8720円で購入した。（売主が滞納会社か原告かについては争いがある。）

Dは、上記売買代金の支払期限は同年2月28日であったが、振込口座を変更するため支払を保留して欲しい旨の連絡を受けて支払を保留していたところ、同年3月6日に、「X R」から、Dの社員に宛てた電子メールに添付して振込先変更依頼書が送信されてきたため、同社内のS（以下「S」という。）を介して、同月17日に変更後の振込先に振り込んで支払う予定となった。

なお、上記電子メールには、送信者である「X R」の下に、滞納会社のURL、本店所在地及び電話番号が記載されている。また、上記振込先変更依頼書は、原告名義で作成されているが、その住所として、滞納会社の本店所在地が記載されており、滞納会社名義で作成された平成28年7月付けの振込先変更依頼書と同一の書式によるものである。

（乙25の1）

ウ 上記アの一連の売買取引において、Dに宛てた請求書のうち、平成27年8月31日を支払期限とするものについては、請求者として「東京都品川区T 株式会社B TEL●●●●（代）」と記載された上、「株式会社B」の角印が押印されている。同年9月30日、同年10月30日、平成28年2月29日、同年3月31日及び同年4月28日を支払期限とする各請求書も同様である。

一方、平成28年7月20日付け、同月21日付け、同月22日付け、同月25日付け及び同月26日付けの請求書は、請求者として「東京都品川区T 株式会社X」と記載された上、「株式会社X」の角印が押印されている。

なお、平成29年1月24日付、同月25日付け及び同月26日付けの本件代金債権に係る請求書は、請求者として「東京都品川区U 株式会社X」と記載された上、「株式会社X」の角印が押印されている。

これらの請求書の文言、レイアウト及び書式は、取引の全期間を通じて、ほぼ同一である。

(乙25の1)

エ 前記イ記載のとおり、滞納会社は、平成28年7月、Dに対して、振込先変更依頼書を送付し、株式会社V銀行の「口座ヨミカナ カ) X」から、C銀行の「口座ヨミカナ カ) X」(本件預金口座)に振込先の変更を求めた。

上記依頼書には、売買取引の相手方が滞納会社から原告に変更になる旨の記載はなく、口座名義人についても、変更のないヨミカナのみを記載しており、変更後の振込先(本件預金口座)の口座名義人である原告が、滞納会社と別会社であることがわかるような記載にはなっていない。

(乙25の1)

オ DのW部部長であるa(以下「a部長」という。)は、平成29年3月15日、東京国税局の徴収職員に対し、同社は当初から株式会社B(滞納会社)と取引をしており、片仮名の株式会社X(原告)は知らないこと、株式会社B(滞納会社)と株式会社X(原告)が別会社であるという認識がなく、請求書の作成名義が株式会社X(原告)となっていることについても、特に意識はしていなかったことを述べた。

なお、この事情聴取は、Dのb支店で行われ、a部長のほか、S部部長及びd課長も同席した。

(乙25の1・2)

カ Dは、平成29年3月21日、債権者をe株式会社、債務者を原告とする債権仮差押命令申立事件(当庁平成●●年(〇〇)第●●号)に関して、東京地方裁判所に対し、第三債務者の陳述として、当該仮差押えに係る債権は存在しない旨を回答した。

なお、上記仮差押決定に記載された債務者である原告の住所は、滞納会社の本店所在地とは異なる目黒区の住所(原告の本店所在地)である。

(乙28の1、2)

(2) 前記認定事実によれば、Dは、遅くとも平成27年8月頃から滞納会社と反復継続してLED照明製品の売買取引を行っていたことが認められ、本件売買契約も、上記取引の一環として行われたものであることが認められる。

この点、原告は、平成28年7月頃からは、事業を停止していた滞納会社に代わり、原告がDとLED照明製品の売買取引を行うようになり、そのことはDの取引窓口担当者であるK氏及びL氏も了解していた旨を主張し、それに沿う内容のAの陳述書(甲14)を提出する。

しかしながら、Dの取引窓口担当者が取引の相手方の変更について了知していたことを認めるに足りる的確な証拠はない。仮に、取引窓口担当者が取引の相手方が別の法人に変更されることを認識したのであれば、売買取引に関わる部署に報告するのが通常であり、S部ですらその変更を把握していないということは想定し難いというべきである。前記認定事実によれば、東京国税局の徴収職員がa部長に事情聴取をした際には、S部部長が同席していたにもかかわらず、D側では、一貫して株式会社B(滞納会社)と取引をしていたという認識を述べていることが認められる。これらの事実を照らせば、Dの取引窓口担当者であるK氏及びL氏が取引の相手方の変更を了解していた旨の原告の陳述は信用できない。

(3) また、前記認定事実によれば、平成28年7月以降、原告名義で作成された請求書がDに

届くようになったことが認められる。

しかしながら、滞納会社と原告は、その読み方が同一で、アルファベットで表記するか、片仮名で表記するかの違いしかなく、住所も一貫して滞納会社の本店所在地が記載されていたこと、請求書の体裁もずっと同一であったこと、取引対象の製品も変わらないこと、平成29年3月に「X R」から送られた電子メールにおいても滞納会社のURL、本店所在地及び電話番号が記載されていること、振込先口座変更依頼書についても滞納会社が作成したものと、原告が作成したものが同一の書式によっており、滞納会社が作成した本件預金口座への変更依頼書においても、変更の前後を通じて、変わっていない口座名のヨミカナ「カ）X」のみを記載して通知されており、取引主体の変更について何も触れていないこと、以上の事実によれば、Dにおいて、取引の相手方が滞納会社から原告に変更されたことについて認識するのは困難であって、この点について、同旨を述べるDのa部長の陳述は十分信用できる。

また、Dは、平成29年3月の時点において、債務者を原告とする債権仮差押命令申立事件に関して、顧問弁護士とも相談の上、東京地方裁判所に対し、第三債務者として、当該仮差押えに係る債権は存在しない旨を陳述していることからすると、D社内においては、あくまで取引の相手方は滞納会社であって、原告ではないという認識を有しているものと認めることができる。

- (4) 原告は、平成28年5月頃からf株式会社（以下「f」という。）が滞納会社の経営権を奪取し、Aが滞納会社の経営から放逐されたため、Aにおいて、自らの開発したLED照明製品である「X」のブランドの信用を守るため、原告を設立した上で、原告のために売買取引を行った旨主張し、同旨を述べる陳述書（甲14）を提出する。

確かに、Aは平成28年8月4日に滞納会社の取締役を解任されているものの（甲10の1）、同人の陳述によれば、fが滞納会社の経営を放棄したため、滞納会社の事務所の賃料を自ら支払いつつ同事務所を利用して事業を継続したり、Aの個人資金を用いて滞納会社の手形を決済して不渡りを防止したりした旨を述べている。

Aのこれらの行為は、滞納会社ではなく原告において取引を行うこととなった旨を述べる前記陳述と整合的とはいえない。

その上、後記2（2）オ（オ）記載のとおり、有限会社h商会は、「(株) B」（滞納会社）に対して売買契約を申し込んでいるにも関わらず、Aは原告と滞納会社の相違について全く説明することなく、滞納会社の担当者として有限会社hとの取引を行っている事実が認められる（乙45）。

以上によれば、平成28年7月以降は原告のために売買取引を行っていた旨のAの陳述は、にわかに信用することができない。

- (5) 以上によれば、前記（1）アの売買取引は、その全期間を通じて、滞納会社とDとの間で行われたものというべきであるから、前記（1）イの本件売買契約についても、滞納会社とDとの間で締結されたものと認められる。

したがって、本件売買契約が、原告とDとの間で締結されたことを前提として、本件代金債権が原告に帰属するという原告の主張には理由がない。

2 争点（1）（本件預金債権の帰属）について

- (1) 預金債権の帰属は、預金の原資の出捐関係、預金開設者、出捐者の預金開設者に対する委

任内容、預金口座名義、預金通帳及び届出印の保管状況等の諸要素を総合的に勘案した上で、誰が自己の預金とする意思を有していたかという観点から判断すべきである。

(2) 前記前提事実のほか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる

ア 預金の原資の出捐関係

本件預金口座は、平成28年7月25日、現金による1000円の預入れから取引が開始された(乙40)。

イ 預金開設者

本件預金口座の開設者は、当時の原告の代表取締役であったEである。

Eは、当時、Aの配偶者であり、同人の被扶養者であった。

(乙40、48)

ウ 預金口座名義

本件預金口座の名義は、原告の商号である「株式会社X」である(争いがない)。

エ 預金通帳の保管状況

東京国税局の徴収職員は、平成29年3月1日、滞納会社の本店所在地である東京都品川区Uに所在する建物内の滞納会社事務所(本件事務所)を訪れ、捜索を行った。

Aは、本件事務所の捜索が行われている際、本件事務所において、本件事務所内の事務スペースの開錠には応じたが、事務スペース内の事務機の引き出し(以下「本件引き出し」という。)の開錠には応じなかった。

同徴収職員は、国税徴収法の規定に基づき、本件引き出しを開錠して、本件引き出し内部の捜索を行ったところ、本件引き出しの内部から、滞納会社の通帳、滞納会社の印章とともに、本件預金口座の通帳を発見した。

(乙11)

オ 本件預金口座の入出金の状況

(ア) i 株式会社

i 株式会社は、平成29年2月10日、本件預金口座から115万9136円の振込を受けた。

同社担当者は、東京国税局の徴収職員に対し、同社が原告の設立以前である平成26年頃から「株式会社B」(滞納会社)との取引を行っているが、平成29年になってから、滞納会社の商号が株式会社Bから株式会社Xに変更になった旨を聞き、発注書の作成名義が「株式会社X」に変更されたことから、滞納会社の取締役であったOにその理由を尋ねたところ、アルファベット表記だと読めない人が多いので表記を変更した旨の説明を受けた、i 株式会社としては、商号変更の前後を問わず、滞納会社と取引を行っている認識である旨を述べた。

(乙40、41)

(イ) j 株式会社

j 株式会社は、平成28年10月24日及び平成29年2月13日、本件預金口座から合計107万8272円の振込を受けた。

同社担当者は、東京国税局の徴収職員に対し、同社は原告の設立以前である平成24年頃から滞納会社との取引を行っているが、平成29年頃、発注書の作成名義が「株式会社B」から「株式会社X」に変更されたことから、その理由を尋ねたところ、アルフ

アベット表記だと読めない人が多いので書類上の表記を片仮名にした旨の説明を受けた、j 株式会社としては、片仮名の株式会社X（原告）という会社は知らず、単に書類上の表記が片仮名に変更されただけであって、引き続き滞納会社との取引を行っている認識である旨を述べた。

（乙40、42）

（ウ） e 株式会社

e 株式会社は、平成28年11月30日から平成29年2月17日にかけて、合計3回、本件預金口座から合計4913万9460円の振込を受け、他方、平成28年11月10日及び同年12月6日、本件預金口座に合計9285万8751円を入金した。

同社は、原告の設立以前である平成27年5月13日に滞納会社との間で売掛債権譲渡基本契約を締結し、同契約に基づいて反復継続して滞納会社が有する売掛代金債権を買い取るファクタリング取引を行っていた。

なお、e 株式会社と原告との間で、前記の売掛債権譲渡基本契約に類する基本契約が締結されたことを認めるに足りる証拠はない。

（乙40、43、弁論の全趣旨）

（エ） m 株式会社

m 株式会社は、平成28年8月25日から平成29年2月24日にかけて、合計8回、本件預金口座に846万3408円を入金した。

同社は、原告の設立以前である平成28年1月28日から滞納会社との間でLED照明製品に係る取引基本契約を締結し、同契約に基づいて反復継続して滞納会社からLED照明製品を購入していた。

上記の取引基本契約に基づく請求書は、前記1（1）ウにおけるDと同様に、当初は「株式会社B」名義で作成されていたところ、平成28年頃から「株式会社X」名義に変更されており、代金の振込先口座の変更についても、口座ヨミカナは記載されているものの、口座名義人が変更されたことを認識し得ない文面により変更を依頼する文書が送付されている。

m 株式会社の担当者 n は、債務者を原告とする債権仮差押命令申立事件に関して、第三債務者として、平成29年3月27日、原告に対して6万7370円の売掛代金債権を有する旨を東京地方裁判所に対して陳述している。同社の代表取締役 g は、同陳述について、平成29年3月3日に、アルファベットの株式会社B（滞納会社）と片仮名の株式会社X（原告）が別の会社であることを知ったことから、遡って、振込先の変更があった時点で滞納会社との取引は原告との取引に変更されたものと整理し、原告に対する売掛代金債権が存するように陳述した旨を述べた。

（乙40、44、68、弁論の全趣旨）

（オ） 有限会社 h

有限会社 h は、平成29年3月1日、本件預金口座に42万9840円を入金した。

同社の取締役は、東京国税局の徴収職員に対し、秋田県の入札で滞納会社製のLED照明の調達案件に参加するため、インターネットで滞納会社を検索し、滞納会社のホームページに記載されていた連絡先に連絡し、滞納会社の代表者であるAと交渉の上、滞納会社からLED照明製品を購入した、滞納会社の製品が指定されていたのであるから、

取引相手も滞納会社であるという認識であり、株式会社X（原告）という会社は知らない旨を述べた。

有限会社hの取締役は、発注に際し、秋田県の電子入札システムから出力した「商品名 r」「メーカー名（株）B」「品番 t」と記載された文書を滞納会社に対してFAX送信した。

（乙40、45、弁論の全趣旨）

（カ）④株式会社

④株式会社は、平成28年8月16日から平成29年2月24日にかけて、合計6回、本件預金口座に合計3880万1916円を入金した。

同社の代表取締役は、東京国税局の徴収職員に対し、滞納会社とは遅くとも平成27年から取引があること、LED照明を購入して2500万円余りを滞納会社に支払ったが、東京国税局からの照会を受けたことで、納品されるか不安に思って平成29年3月3日にAに問い合わせたところ、Aから原告と滞納会社が別の法人であることを聞かされたこと、これまでの取引においてはAと交渉を行っていたことから、取引の相手方はAが経営する滞納会社であると認識していること等を述べた。

また、④株式会社は、被告を相手方として提起した別訴の準備書面において、④株式会社が取引を行っていたのは滞納会社であり、原告の存在は知らず、同社と取引を行ったことはない旨を主張している。

（乙40、46、69、弁論の全趣旨）

（キ）本件預金口座への入金が行われている相手方のうち、23社については、滞納会社との間でLED照明器具等に関する取引があった（乙47）。

カ その他の事情

（ア）原告の登記上の本店所在地は、東京都目黒区●●であるが、同所に原告並びにA及びE等の原告の関係者は入居していなかった（弁論の全趣旨）。

（イ）東京国税局の徴収職員が本件事務所を捜索した際、原告が契約名義人となっていた契約書は発見されていない（乙5、11、弁論の全趣旨）。

（3）前記認定事実によれば、本件預金口座について、預金口座の開設が原告の当時の代表取締役であったEにおいて行われたこと、その原資はEの貸付金により賄われたことは認められる。しかしながら、EはAの配偶者であり、Aの意向を反映した行動をとり得る関係にある上、上記の出金は1000円を本件預金口座に振り込んだというに過ぎない。一方、本件預金口座に係る預金通帳は、滞納会社の事務所の中の事務機の引き出しに、滞納会社の通帳と併せて保管されていたのであるから、上記預金通帳は、滞納会社において管理されていたものというべきである。

さらに、本件預金口座は、従前から、主として滞納会社と取引先との間で行われていた取引に基づく金銭の入出金のために用いられていたことを認めることができる。

原告は、振込先口座の変更に伴って、契約の相手方についても滞納会社から原告に変更された旨主張するけれども、滞納会社が取引先に対して、本件預金口座に振込先口座の変更を依頼するに際しても、口座名義人が変更されたことは記載せず、敢えて口座ヨミカナのみを片仮名で記載していることや、アルファベット表記を片仮名表記に変更した理由について問われた際に、アルファベットでは読めない場合があるからと回答するなど、原告

と滞納会社が別の法人であることについて説明を避け、曖昧にしていることに照らせば、取引先において契約当事者の変更を覚知することは不可能であり、かつ、Aが平成28年以降も滞納会社のために取引を行っていたと認められることは前記1（5）のとおりである。

以上に加えて、本件預金口座の開設者が滞納会社の代表取締役を務めていたAの配偶者であるEであること、本件預金口座の名義が、読み方が滞納会社と同じ「株式会社X」であること、本件預金口座の預金通帳が滞納会社の通帳と共に、滞納会社の事務所内の施錠された引き出しの中から発見されたことなどを併せ考えれば、本件預金口座は、滞納会社が自己の預金とする意思を有していたと認めるのが相当である。

（4）したがって、本件預金債権が原告に帰属するという原告の主張には理由がない。

第4 結論

以上によれば、本件各債権について、いずれも原告に帰属することはできないから、これらを差し押さえて本件滞納税金に充当したことについて、原告に損失があると認めることはできない。

原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第26部

裁判長裁判官 男澤 聡子

裁判官 奥山 直毅

裁判官瀬沼美貴は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 男澤 聡子